

学生と企業との交流促進事業業務委託仕様書

1. 業務名

学生と企業との交流促進事業業務委託

2. 目的

射水市ビジネス支援センターに併設する学習交流スペース「MOKUMOKU」（以下、「スペース」という。）において、学生や地域企業等が日常的に集い、多様な交流や共創が生まれる「若者成長エコシステム」を構築することを目的とする。

本業務では、専任のコミュニティマネージャーを配置し、利用者のニーズに応じた空間利用の最適化を行うとともに、施設運営をサポートするスタッフのマネジメントや実践的な交流プログラムの企画・運営等を通じて、若者の多様な挑戦を後押しし、市内企業とのマッチング及び就業意欲の向上を図る。

3. 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 業務場所

射水市ビジネス支援センター併設 学習交流スペース

射水市三ヶ 2602 番地 アル・プラザ小杉 2 階

5. 業務内容

（1）コミュニティマネージャー（CM）の配置及び拠点運営管理

スペースに専任のコミュニティマネージャー（原則1名、週5日常駐）を配置し、以下の業務を行う。

① 空間と時間の再設計（ゾーニング）

・多様な利用者のニーズ（学習・交流・イベント等）が共存できるよう、施設の利用ルールや空間のゾーニング等を最適化し、円滑な施設運営を行う。

② 交流の誘発とマッチング

・来訪者（学生・企業等）の潜在的なニーズを把握し、日常的な対話を通じて交流やマッチングを能動的に促進する。

③ 外部機関とのネットワーク構築

・市内の創業支援施設や関連拠点等と連携し、学生のアイデアや意欲をプロジェクトの具体化や起業等の次のステップへ接続するためのネットワークを構築する。

④ 施設の適正管理

・施設の利用案内、備品管理、衛生管理及びトラブル対応等、適切な管理運営を行う。

（2）施設運営スタッフの配置・マネジメント

若者の起業・創業への機運醸成や、企業と若者との交流を促進するコミュニティマネージャーの活動を補佐するため、施設運営スタッフを配置し、そのマネジメントを行う。

①施設運営スタッフの配置

- ・市と協議の上で定める時間帯において、施設運営スタッフを配置する。

②業務内容

- ・来訪者の相談受付対応、各種 SNS 等を用いた継続的な情報発信、スペースの管理等。

③ マネジメント・育成

- ・コミュニティマネージャーは施設運営スタッフに対し、拠点運営や交流促進に必要な育成指導を行い、主体的な活動を支援する。

(3) 実践的交流プログラム・イベントの企画・運営

単なる企業説明会ではなく、学生と地域企業が実践的に交流する以下のイベント等を企画・運営する。

① 交流イベントの開催

- ・若者と企業との接点創出や、キャリア形成・地域定着に資するイベントやワークショップ等を定期的に開催する。

② 共創・実践型プログラムの推進

- ・地域や企業が抱える課題等に対し、若者が主体的に関わり解決策を検討するような、実践的なプログラムを企画・実施する。

③ 効果測定と改善

- ・各種取組について、参加者へのアンケート等による効果測定（参加者層、企業との接続状況等の分析）を行い、継続的な改善（PDCA）を図る。

6. 再委託について

本業務のうち、施設運営スタッフの配置や関連する一部業務について、受託者はあらかじめ市の承認を得た上で、第三者（株式会社トワクル等）に再委託することができる。その場合、受託者は再委託先に対する管理監督責任を負うものとする。

7. 成果物の提出

- (1) 事業実施報告書（年次）：当該年度の運営実績、目標とする成果指標の達成状況、アンケート分析及び次年度に向けた課題抽出結果等
- (2) 納入期限：市が別途指定する期日
- (3) 納入場所：

〒939-0341 射水市三ヶ 2602 番地 アル・プラザ小杉 2 階
射水市産業経済部商工企業立地課
電話 0766-51-6675 FAX 0766-51-1105
電子メール：kigyous@city.imizu.lg.jp

8. 留意事項

- (1) 契約期間中、本委託業務の責任者を配置し、市と常に連絡調整が行える体制を整えること。
- (2) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用しないこと。
- (3) 参加者等との間で発生したトラブルに対しては、責任をもって対処すること。

- (4) 本業務は、国の交付金を活用する予定であり、会計検査の対象となる場合があることから、当該委託事業が完了した日の属する会計年度終了後、5年間保管すること。
- (5) 本業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、本市に帰属するものとする。
- (6) 委託業務の遂行にあたって疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と本市が必要に応じて協議の上で決定するものとする。